

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(平成7年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定)

第2条 市長は、条例第7条に規定する散乱防止重点区域(以下「重点区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。

2 市長は、重点区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該区域内に標識を設置するものとする。

(重点区域の指定の変更等)

第3条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

(飲料容器等散乱防止指導員)

第4条 条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行わせるため、飲料容器等散乱防止指導員を置く。

2 飲料容器等散乱防止指導員は、市長が任命する。

3 飲料容器等散乱防止指導員は、飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行う場合においては、飲料容器等散乱防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第9条の規定により過料を科するときは、告知書・弁明書(第2号様式)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第6条 市長は、条例第9条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書(第3号様式)を交付するものとする。

2 条例第9条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。

(委任)

第7条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月27日規則第102号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。


附 則(平成28年3月31日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(第1条、第16条及び第19条を除く。)による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

 第1号様式

(表)

6.5 cm	飲料容器等散乱防止指導員証	第 号
	写真	氏 名 生年月日
上記の者は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則第4条第1項に規定する飲料容器等散乱防止指導員であることを証明する。		
年 月 日		
川崎市長		印
9.5cm		

(裏)

川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(抜粋)
(禁止行為)
第6条 何人も、道路、広場、公園、河川その他公共の場所に飲料容器等をみだりに捨ててはならない。
(散乱防止重点区域の指定)
第7条 市長は、環境美化の促進を図るため、飲料容器等の散乱を特に防止する必要があると認める区域を散乱防止重点区域として指定することができる。
(罰則)
第9条 第7条に規定する散乱防止重点区域内において、第6条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。
川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例施行規則(抜粋)
(飲料容器等散乱防止指導員)
第4条 条例第9条に規定する過料の処分に係る事務その他の飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行わせるため、飲料容器等散乱防止指導員を置く。
2 飲料容器等散乱防止指導員は、市長が任命する。
3 飲料容器等散乱防止指導員は、飲料容器等の散乱の防止に関する事務を行う場合においては、飲料容器等散乱防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

W 第2号様式

第 年 月 日 号

告知書・弁明書

住所
氏名

様

川崎市長

印

あなたが行った、次の行為は、川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例(平成7年川崎市条例第11号。以下「条例」という。)第6条及び第9条の規定により過料処分の対象となります。

また、この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ころ
場 所	川崎市 区
内 容	散乱防止重点区域において飲料容器等をみだりに捨てる行為
弁明の機会の付与の方式	弁明書の提出
弁明書の提出先及び提出期限	提出先 提出期限 年 月 日()

年 月 日

(あて先)川崎市長

以下のとおり、弁明書を提出します。

住所
氏名

弁明の内容

- 告知のとおり認め、弁明することはありません。
- 次のとおり弁明します。

- 弁明書の提出期限までに弁明書を提出します。

注1 弁明書は次の事項を記載した書面により提出してください。(1)提出される方の氏名及び住所 (2)弁明に係る件名(不利益処分の内容など) (3)当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。

3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第 年 月 日
号

過料決定書

住所
氏名 様

過 料	円
適 用 条 項	川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例第9条

処分事由

散乱防止重点区域において飲料容器等をみだりに捨てる行為

日 時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場 所	川崎市 区

上記のとおり、過料に処します。

川崎市長 印

この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。